

平成維新憲章

(1993年4月10日『平成維新の会』全国大会にて採択)

1. 私たちは、官僚や政治家に全て任せきりの無責任なサイレント・マジョリティーにとどまることなく、理想を語り、政策を論じ、自らの意思で代表を選ぶ真の主権者となります。
1. 私たちは、何から何まで政府に過度に依存する従来の受益者意識と決別し、自由な競争と自己責任の原則に貫かれた公正で活力に満ちた社会を構成する啓発された生活者となります。
1. 私たちは、政界官界財界に蔓延する利権構造の温床となった中央集権システムを解体し、自立した地方が主体的に運営される真の地方自治を実現します。
1. 私たちは、個人を尊び、家庭を重んじ、コミュニティにおける責任を自覚し、国を愛し、世界の一員として尊敬と信頼を得るよう積極的に行動する真の国際人となります。
1. 私たちは、生活の質を向上させ、コストを下げることを政治の第一の課題とし、そのために規制緩和や保護主義から開放主義への転換など行政の大改革を行い、生活者主権の国を創るまで、日本全国で建設的な活動を続けます。

平成維新の誓い

私たちは この市民運動を通じて
生活者である私たち国民の手に政治を取り戻し
家庭を愛しコミュニティを重んじ
生活の豊かさを実感できる
そんな社会づくりの実現に努めることを
誓います

選挙候補者推薦手続き細則

(1996年4月2日運営会議にて決定)

下記「手続き」の上、「運営会議」で議決し、「都民の会推薦」を決定する。

1. 「推薦候補者」の「経歴・政見・推薦理由等」を書類で提出する。
2. 当該地区会員の出来るだけ多数の推薦人の「推薦依頼書」を提出する。
3. 事前に、会報等で出来るだけ多くの会員に、上記趣旨を周知徹底する。

なお、候補者から、要請があれば直後の会報に掲載する。

【備考】上記1～3に関する補足。下記評価内容を総合判断して運営会議で決める。

1. 自由フォーマットとするが、運営会議出席者に的確な判断材料を提供する。
2. 推薦人数+反対者数+保留者数+返事なし等その他数=全会員数、を明記する。
推薦目安は、推薦人数 \geq (推薦人数+反対者数+保留者数) $\times 2/3$ とする。
3. 会員への周知方法・周知内容・周知結果等を運営会議に報告する。

都議選候補者推薦基準

(1997年2月10日運営会議にて決定)

我々は、以下の様な候補者を推薦し、政治の場へ送り出す事、及び当選後は「協定した政策」の実現に向けて総力を挙げて協力する事を約束します。

- (1)候補者は、高い志を持ち、国民・市民全体の奉仕者であり、個別利害の代表者であってはならない。
- (2)自らの政策や政治活動を、金銭の出納を含め、定期的に当会に報告するものとする。
- (3)候補者が、当会と交わした「政策協定」に違反したり、推薦基準に適合しない行為を繰り返した場合は当会はその推薦を取り消し、政治家を辞職する事を勧告する。

日本を国民主権の法治国にしよう。
人類の幸福の向上に貢献出来る事を願って活動する

花和グループ
(有)花和ビル
(株)花和
(有)パステルハウス
(有)葉明